



## 賞与からの社会保険料控除について

- ◆ 2023年3月の協会けんぽ保険料率および介護保険料率の改定後、各保険料率に変更はありませんので、冬の賞与計算の際は6月にお送りしている「賞与からの社会保険料控除額表」をそのままご利用いただくことが出来ます。お手元に見当たらない場合にはお手数ですがご連絡を頂戴できれば、すぐにお届けいたします。

[参考] 2023年12月1日現在の社会保険料の料率は下表のとおりです。 料率： / 1000

|                 | 適用料率   | 事業主負担  | 従業員負担  |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 厚生年金保険（一般）      | 183.00 | 91.50  | 91.50  |
| 健康保険（協会けんぽ；岩手県） | 97.70  | 48.85  | 48.85  |
| 介護保険（第2号被保険者）   | 18.20  | 9.10   | 9.10   |
| 子ども・子育て拠出金      | 3.60   | 3.60   | —      |
| 計               | 302.50 | 153.05 | 149.45 |

⑨ 健康保険組合にご加入の場合、健康保険・介護保険料率は上記と異なります。

## 2024年4月から労働条件明示のルールが変わります

- ◆ 来年4月から労働条件明示のルールが変更になります。すべての労働者を対象に、採用の際に就業場所と業務の変更の範囲の明示が必要となるため労働条件通知書の見直しが必須となります。また、有期契約の労働者については採用と契約更新の際に、同じく就業場所と業務の変更の範囲の他、更新上限の有無と内容、無期転換申込機会、無期転換後の労働条件について明示が必要となります。

記載例を同封しましたのでご確認ください。

## 給与の“Web明細”対応のご案内 ～給与計算業務委託の事業所様へ

- ◆ 「紙明細からWeb明細へ」。当事務所ではWebによる給与明細の交付に対応しております。当事務所で給与計算終了後、従業員の皆さんのスマホ、パソコンなどへ直接給与明細を送信します。これによってこれまでの給与明細の仕分け、封入・封かん、配布という業務が不要になります。従業員さんからも過去の明細が手軽に確認できると好評です。ご案内を同封しました。ご興味をお持ちの事業所様は担当者までご相談下さい。

## 年次有給休暇の管理について

- ◆ 2019年4月にすべての使用者に対し「年5日の年次有給休暇の確実な取得」が義務化されてから5年になろうとしています。事業所の規模等にかかわらず一律に適用されたため、少人数の職場であったり、業務遂行に必要な有資格者が1名だけといった場合など、対応に苦慮されている事業所様も多いようです。

人数が少ないほど計画的な付与が必要に思われます。また付与・消化日数の管理は、年次有給休暇の付与日を統一する方法などを検討するのが良いでしょう。オリジナルのエクセル版「年休管理簿」もご用意しております。年次有給休暇についてお悩みの事業所様はご相談下さい。